

【欠格事由】

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業等、社会通念上不適切と認める営業を行っているもの
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (3) 「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱うもの
- (4) 彦根市の物品調達業者および建設工事等競争入札参加資格者のうち指名除外または指名留保の措置を受けているもの
- (5) 刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 もしくは第 198 条または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 89 条第 1 項もしくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処せられているもの
- (6) 役員等(事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその法人の役員またはその支店もしくは営業所(常時営業を行う事務所・店舗をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集团的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるもの
- (7) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営もしくは運営に実質的に関与していると認められる法人、もしくは組合等または暴力団もしくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人、もしくは組合等を利用するなどしていると認められるもの
- (8) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営、もしくは運営に実質的に関与していると認められる法人、もしくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (9) 前 3 号のほか、役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- (10) 店舗・施設の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるもの